

# 運転者への指導と監督

---

- 事業用自動車の運転者は、多様な地理的、気象的状況の下での運転など、道路の状況その他の運行の状況に関する判断・その状況における運転について、高度な能力が要求されます。
- このため、自動車運送事業者は、自動車運転者に対して、継続的に指導・監督し、他の運転者の模範となる運転者を育成することが求められます。
- これらを踏まえ、自動車運送事業者は、運転者に対して一般的な指導・監督を毎年実施することが必要です。
- 次ページ以降、本制度に係る法令等の説明や対応例等を記載しますので、指導・監督の参考としてください。

**【注意】**

説明する内容は、法令を抜粋したものとなりますので、正しくは、関係法令について確認してください。

お示した例は、あくまで一例ですので、社内の実態に合わせご検討いただくようお願いいたします。

## 【法令上の義務】

自動車運送事業者が行う指導・監督は次により定められています。  
(以下「指導監督告示」と呼びます。)



旅客：旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針  
(平成十三年十二月三日 国土交通省告示第千六百七十六号)

貨物：貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針  
(平成十三年八月二十日 国土交通省告示第千三百六十六号)

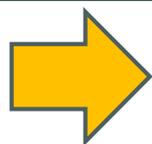
「指導監督告示」では、次の2つのことが定められています。

**【一般的な指導及び監督】** ← 本資料では、こちらを説明します。

**【特定の運転者に対する特別な指導】**

【一般的な指導及び監督】で決められている内容

1. 指導・監督の内容
2. 指導・監督の実施に当たって配慮すべき事項



**指導内容や指導方法等を把握した、適切な指導が必要**

## 【指導・監督の内容】

大雑把に言うと、指導・監督には、「指導・監督で理解習熟させるべき事項」と「理解習熟させるに当たり、使用が求められる資料や方法」が定められています。

このため、十分な指導・監督を実施するためには、指導・監督すべき内容を理解、指導者が必要な知識を取得するとともに、指導・監督に使用する資料を入手し、内容に沿った指導方法を検討することが重要です。

### 指導・監督の内容

- 指導・監督で理解習熟させるべき事項
- 理解習熟させるに当たり、使用が求められる資料、方法

### 指導に当たり求められること

指導・監督すべき内容を理解

指導・監督をする上で必要な知識の取得

指導・監督に使用する資料、方法の検討 等



**法令を把握し、事前に準備を進め、指導・監督の充実化を**

## 旅客自動車運送事業者



### 「指導・監督内容」と「指導・監督の実施に当たって配慮すべき事項」

	指導内容	配慮すべき事項
1	事業用自動車を運転する場合の心構え	運転者に対する指導及び監督の意義についての理解
2	事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項	計画的な指導及び監督の実施
3	事業用自動車の構造上の特性	運転者の理解を深める指導及び監督の実施
4	乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項	参加・体験・実践型の指導及び監督の手法の活用
5	旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項	社会情勢等に応じた指導及び監督の内容の見直し
6	主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況	指導者の育成及び資質の向上
7	危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法	外部の専門的機関の活用
8	運転者の運転適性に応じた安全運転	
9	交通事故に関わる運転者の生理的要因並びにこれらへの対処方法	
10	健康管理の重要性	
11	安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法	

## 貨物自動車運送事業者



「指導・監督内容」と「指導・監督の実施に当たって配慮すべき事項」

	指導内容	配慮すべき事項
1	事業用自動車を運転する場合の心構え	運転者に対する指導及び監督の意義についての理解
2	事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項	計画的な指導及び監督の実施
3	事業用自動車の構造上の特性	運転者の理解を深める指導及び監督の実施
4	貨物の正しい積載方法	参加・体験・実践型の指導及び監督の手法の活用
5	過積載の危険性	社会情勢等に応じた指導及び監督の内容の見直し
6	危険物を運搬する場合に留意すべき事項	指導者の育成及び資質の向上
7	適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況	外部の専門的機関の活用
8	危険の予測及び回避並びに緊急時における対処方法	
9	運転者の運転適性に応じた安全運転	
10	交通事故に関わる運転者の生理的要因並びにこれらへの対処方法	
11	健康管理の重要性	
12	安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法	

## 各項目で指導・監督する内容と、指導等当たり使用が必要な資料等



	指導内容	指導・監督で理解習熟させるべき事項	代表的な指導・監督に使用する資料等
1	事業用自動車を運転する場合の心構え	「旅客を安全、確実に輸送することが社会的使命」 「事故が社会に与える影響の大きさ」 「事業用運転者が他の運転者の運転に与える影響の大きさ」	事故統計資料
2	事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項	「法令による運転者が遵守すべき事項」 「当該事項を遵守することの重要性」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係法令</li> <li>・ 法令未順守、日常点検未実施等を起因とする事故事例</li> <li>・ 当該事故を引き起こした事業者・運転者の処分状況</li> <li>・ 当該事故が加害者、被害者等に与える心理的影響がわかるもの</li> </ul>
3	事業用自動車の構造上の特性	「運転する事業用自動車の車高、視野、死角、内輪差、制度距離等」 「事業用自動車の構造上の特性把握の必要性」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車の構造等がわかるもの</li> <li>・ 車の構造等を把握していなかったことを起因する事故事例</li> </ul>
4	乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項	「急加速、急制動、急ハンドル等を可能な限り避けることの必要性」 「走行中旅客を立ち上がらせないこと」 「シートベルト着用の徹底」 「その他旅客の安全確保のための留意点」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 急加速等による事故事例</li> <li>・ 旅客への注意事項のとりまとめ資料</li> </ul>

## 各項目で指導・監督する内容と、指導等当たり使用が必要な資料等



	指導内容	指導・監督で理解習熟させるべき事項	代表的な指導・監督に使用する資料等
5	旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項	「旅客の状況に注意した乗降扉操作の必要性」 「道路・交通状況に注意した安全な位置への停車」 「旅客の状況に応じた自動車の発車」 「その他乗降するときの安全確保のための留意事項」	<ul style="list-style-type: none"> <li>乗降扉の不適切操作等による事故事例</li> <li>旅客の安全確保につながる事項を取りまとめた資料</li> </ul>
6	主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況	「主として運行する経路や営業区域における、主な道路・道路の交通状況の把握」 「主な道路・道路の交通状況を踏まえた、安全運転に留意すべき事項」	<ul style="list-style-type: none"> <li>運行経路・営業区域の主な道路・道路状況がわかる資料</li> <li>事故事例</li> <li>ヒヤリハット</li> </ul>
7	危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法	「強風、豪雪等の悪天候が運転に与える影響」 「加速装置、制動装置及びかじ取装置の急な操作により旅客が転倒する等の危険性」 「乗降扉の不適切な操作により旅客が扉にはさまれる等の危険性」 「右左折時における内輪差」 「直前後方及び左側方の視界の制約」 「事業用自動車の運転に関して生ずる様々な危険性」 「実際に運転する車種区分の自動車を用いた、急制動方法（貸切バス）」 「事故・災害等緊急時の対処法（貸切バス）」	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険予知訓練等の手法</li> <li>指さし呼称、安全呼称習慣の体得</li> <li>実車</li> <li>事故・災害等発生時に対応した事例</li> </ul>
8	運転者の運転適性に応じた安全運転	「運転者自らの運転行動の特性」 （運転者のストレス等の心身の状態に配慮した指導）	適性診断（その他運転適性がわかる方法）

## 各項目で指導・監督する内容と、指導等当たり使用が必要な資料等



	指導内容	指導・監督で理解習熟させるべき事項	代表的な指導・監督に使用する資料等
9	交通事故に関わる運転者の生理的要因並びにこれらへの対処方法	<p>「長時間運転等による疲労、睡眠不足、服薬等に伴い誘発される眠気、飲酒が身体に与える影響等の生理的要因が事故を引き起こすおそれ」</p> <p>「慣れ、自らの運転技能への過信による集中力の欠如等の心理的要因が事故を引き起こすおそれ」</p> <p>「改善基準告示に基づく勤務時間・乗務時間」</p> <p>「疲労や眠気を感じたとき、運転を中止して休憩や睡眠の取得」</p> <p>「飲酒運転、酒気帯び運転、覚せい剤等の使用禁止徹底」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生理的要因が関係する事故やヒヤリハット等の事例</li> <li>・ 心理的要因が関係する事故やヒヤリハット等の事例</li> <li>・ 改善基準告示</li> <li>・ 疲労・眠気発生時の対応マニュアル</li> <li>・ 飲酒運転や覚せい剤のリスクがわかる資料</li> </ul>
10	健康管理の重要性	<p>「疾病が交通事故の要因となるおそれ」</p> <p>「生活習慣の改善等心身の健康管理の重要性」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 疾病が要因となる事故やヒヤリハット等の事例</li> <li>・ 健康診断結果</li> </ul>
11	安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法	<p>「当該装置を踏まえた適切な運転方法」</p> <p>(過信、誤った使用方法が事故につながる要因)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該装置の使用方法がわかる資料</li> <li>・ 当該装置を使用しない場合のリスクがわかるもの(運転への影響)</li> </ul>

## 貸切バス事業においては、さらに次の指導が必要



貸切

### ドライブレコーダの記録を利用した運転者への運転特性に応じた安全運転

条件	指導・監督で理解習熟させるべき事項	代表的な指導・監督に使用する資料等
ヒヤリハット体験の報告があった場合 苦情（運転に係るもの）があった場合 事故があった場合	「運転者自身に運転特性を把握させ、必要な指導」	ドライブレコーダの記録から ・ 加速装置、制動装置、かじ取装置の急な操作の有無 ・ 車間距離の保持 ・ その他関係法令の遵守事項

### ドライブレコーダの記録を活用したヒヤリ・ハット体験等の自社内での共有

条件	指導・監督で理解習熟させるべき事項	代表的な指導・監督に使用する資料等
ヒヤリハット体験の報告があった場合	「自社内の他の運転者への指導・監督に活用」	ドライブレコーダの記録から ・ 加速装置、制動装置、かじ取装置の急な操作の有無 ・ 車間距離の保持 ・ その他関係法令の遵守事項

## 各項目で指導・監督する内容と、指導等当たり使用が必要な資料等



	指導内容	指導・監督で理解習熟させるべき事項	代表的な指導・監督に使用する資料等
1	事業用自動車を運転する場合の心構え	「貨物を安全、確実に輸送することが社会的使命」 「事故が社会に与える影響の大きさ」 「事業用運転者が他の運転者の運転に与える影響の大きさ」	事故統計資料
2	事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項	「法令による運転者が遵守すべき事項」 「当該事項を遵守することの重要性」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係法令</li> <li>・ 法令未順守、日常点検未実施等を起因とする事故事例</li> <li>・ 当該事故を引き起こした事業者・運転者の処分状況</li> <li>・ 当該事故が加害者、被害者等に与える心理的要因</li> </ul>
3	事業用自動車の構造上の特性	「運転する事業用自動車の車高、視野、死角、内輪差、制度距離等」 「事業用自動車の構造上の特性把握の必要性」 「けん引車運転時の留意点（けん引車牽引の場合）」 「コンテナの下部隅金具等による緊締（コンテナ運搬の場合）」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車の構造等がわかるもの</li> <li>・ 車の構造等を把握していなかったことを起因する事故事例</li> </ul>
4	貨物の正しい積載方法	「法令等により遵守すべき事項」 「偏荷重防止の積載方法」 「荷崩れ防止の固縛方法」 「偏荷重時の危険性（不安定姿勢、遠心力）」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係法令（道路法、軸重の規制）</li> <li>・ 事故事例</li> </ul>

## 各項目で指導・監督する内容と、指導等当たり使用が必要な資料等



	指導内容	指導・監督で理解習熟させるべき事項	代表的な指導・監督に使用する資料等
5	過積載の危険性	「過積載での制動距離：安定性への影響」 「過積載に係る行政処分」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事故事例</li> <li>・ 関係法令</li> </ul>
6	危険物を運搬する場合に留意すべき事項	「危険物の性状」 「運搬前の確認事項」 「危険物の取扱い方法」 「危険物の飛散・漏洩時の対応方法」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係法令</li> <li>・ 各種マニュアル</li> </ul>
7	適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況	「主な道路・道路の交通状況の把握」 「主な道路・道路の交通状況を踏まえた、安全運転に留意すべき事項」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主な道路・道路状況がわかる資料</li> <li>・ 事故事例</li> <li>・ ヒヤリハット</li> </ul>
		【緩和車両】 【特殊通行許可証の必要な車両】 【道路交通法で定める一定の積載方法の制限を超えた車両】	
		「あらかじめ設定した経路の通行」 「経路の道路・交通状況を踏まえた安全運転の留意事項」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係法令</li> <li>・ 運行経路、道路、交通状況がわかる資料</li> </ul>
8	危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法	「強風、豪雪等の悪天候が運転に与える影響」 「右左折時における内輪差」 「直前後方及び左側方の視界の制約」 「ジャックナイフ現象」 「事業用自動車の運転に関して生ずる様々な危険性」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険予知訓練等の手法</li> <li>・ 指さし呼称、安全呼称習慣の体得</li> <li>・ 事故・災害等発生時に対応した事例</li> </ul>

## 各項目で指導・監督する内容と、指導等当たり使用が必要な資料等



	指導内容	指導・監督で理解習熟させるべき事項	代表的な指導・監督に使用する資料等
9	運転者の運転適性に応じた安全運転	「運転者自らの運転行動の特性」 (運転者のストレス等の心身の状態に配慮した指導)	適性診断 (その他運転適性がわかる方法)
10	交通事故に関わる運転者の生理的要因並びにこれらへの対処方法	「長時間運転等による疲労、睡眠不足、服薬等に伴い誘発される眠気、飲酒が身体に与える影響等の生理的要因が事故を引き起こすおそれ」 「慣れ、自らの運転技能への過信による集中力の欠如等の心理的要因が事故を引き起こすおそれ」 「改善基準告示に基づく勤務時間・乗務時間」 「疲労や眠気を感じたとき、運転を中止して休憩や睡眠の取得」 「飲酒運転、酒気帯び運転、覚せい剤等の使用禁止徹底」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生理的要因が関係する事故やヒヤリハット等の事例</li> <li>・ 心理的要因が関係する事故やヒヤリハット等の事例</li> <li>・ 改善基準告示</li> <li>・ 疲労・眠気発生時の対応マニュアル</li> <li>・ 飲酒運転や覚せい剤のリスクがわかる資料</li> </ul>
11	健康管理の重要性	「疾病が交通事故の要因となるおそれ」 「生活習慣の改善等心身の健康管理の重要性」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 疾病が要因となる事故やヒヤリハット等の事例</li> <li>・ 健康診断結果</li> </ul>
12	安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法	「当該装置を踏まえた適切な運転方法」 (過信、誤った使用方法が事故につながる要因)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該装置の使用方法がわかる資料</li> <li>・ 当該装置を使用しない場合のリスクがわかるもの (運転への影響)</li> </ul>

## 【指導・監督の実施に当たって慮すべき事項】

指導・監督には、指導・監督を実施するに当たり、その効果向上や運転者への配慮等のため、【配慮すべき事項】が定められています。

【配慮すべき事項】では、実際に取り組むことや、事業者として認識しておく必要があること、などがあります。

### 【一般的な指導及び監督】

#### ○指導・監督の内容

- 指導・監督で理解習熟させるべき事項
- 理解習熟させるに当たり、使用が求められる資料、方法

#### ○指導・監督の実施に当たって配慮すべき事項

- 指導・監督の実施効果の向上
- 継続的な指導・監督の実施
- 指導・監督の内容の向上 等

配慮すべき事項を  
踏まえた指導が重要

## 指導・監督の実施に当たって配慮すべき事項

### 旅客・貨物共通



	配慮すべき事項	主な内容	対応例
1	運転者に対する指導及び監督の意義についての理解	<p>以下項目について、運転者に習得させることに重要な役割があること                      「関係法令に基づき運転者が遵守すべき事項に関する知識」                      「事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する技能及び知識」</p> <p>【旅客自動車運送事業者】については、さらに以下の項目</p> <p>以下項目について、理解が必要                      「道路運送法その他関係法令に基づく運転者の遵守事項に違反があった場合、事業者も指導・監督の責任を負う」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 指導・監督に係る法令の規定</li> <li>■ 行政処分の規定</li> </ul>
2	計画的な指導及び監督の実施	<p>以下項目について、実施が必要                      「指導・監督を継続的、計画的に実施するための基本的な計画の策定」                      「計画的かつ体系的な指導・監督の実施」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ いつ、どの項目を指導するか、等の計画</li> <li>■ 誰がいつ実施するか等の明確化</li> </ul>
3	運転者の理解を深める指導及び監督の実施	<p>以下項目について、配慮が必要                      「運転者が自ら考え、指導及び監督の内容を理解できるような手法」                      「運転者の習得の程度を把握しながらの指導・監督の実施」</p> <p>【貸切バス事業者】については、さらに以下の項目                      「運転者への指導・監督後、速やかに、ドライブレコーダの記録や添乗等により、指導・監督の運転者の習得の程度を確認し、必要に応じて再度指導・監督を行う。」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ K Y T など考えさせる内容</li> <li>■ テストやアンケートなどによる習得度の把握</li> </ul>

## 指導・監督の実施に当たって配慮すべき事項

### 旅客・貨物共通



	配慮すべき事項	主な内容	対応例
4	参加・体験・実践型の指導及び監督の手法の活用	<p>以下項目について、手法の工夫が必要 「参加・体験・実践型の手法を積極的に活用」</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転者が、運行の安全及び旅客の安全を確保するために必要な技能及び知識を体験に基づいて習得、必要性を理解できるため</li> <li>・運転者が交通ルール等から逸脱した運転操作又は知識を身に付けている場合には、それを客観的に把握し、是正するため</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■交通事故の実例、その要因や対策について、少人数グループで話し合い</li> <li>■イラスト、ビデオ等の視聴覚教材の使用</li> <li>■運転シミュレータを用いた交通事故の間接的、擬似的な体験</li> <li>■運転者に、実際に自動車を運転させ、技能や知識の習得程度を認識させる</li> <li>■実験により、事業用自動車の死角、内輪差及び制動距離並びに旅客の挙動を確認</li> </ul>
5	社会情勢等に応じた指導及び監督の内容の見直し	<p>以下項目について、取組が必要 「交通事故の事例等について、関係行政機関及び団体等から幅広く情報を収集」 「必要に応じた指導・監督の内容の見直し」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■国土交通省メールマガジンの活用</li> <li>■事業者関係団体の会報</li> </ul>
6	指導者の育成及び資質の向上	<p>以下項目について、対応が必要 「指導・監督の実施者に対し、内容や手法に関する知識・技術を習得させる」 [これらについて、常に向上を図るよう努める] ※自社内の者が実施する場合に限る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■実施者への、本規定の教育</li> <li>■実際の指導内容の確認</li> </ul>
7	外部の専門的機関の活用	<p>以下項目について、対応することが望ましい 「専門的な知識及び技術並びに場所を有する外部の専門的機関を積極的に活用する」</p>	

## 指導・監督の流れ（例）

### ①指導・監督をする内容を決定

国土交通省が公表している「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」を参考に、指導・監督する項目や内容を決定

### ②指導・監督に使用する資料集め

報道や書籍、インターネット等を活用し、使用する資料を収集

### ③指導・監督の実施に当たり、配慮すべき事項を確認

指導・監督の内容や使用する資料により、配慮すべき事項（グループディスカッション、K Y T）を決定

### ④指導・監督を実施



## ■具体例

指導・監督テーマ：「スピードが運転に与える影響」

### 【指導内容】

- ・スピード出し過ぎの影響  
（衝撃力、遠心力、停止距離の増加）
- ・ブレーキの多用による不具合、対処方法  
（フェード減少、ペーパーロック）

### 【配慮すべき事項】

- ・グループディスカッション  
（スピード出し過ぎが影響する理由を考えさせる）
- ・指導後にアンケートを実施（理解度）

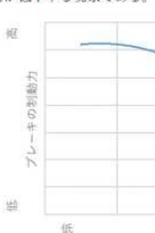
## 【資料例】

### 2.5.3 当該車両製作者からの情報（参考情報）

#### 2.5.3.1 ブレーキの温度と制動力

当該車両製作者からの情報によると、当該車両のフットブレーキに使用されているブレーキライニングは、大型車で多く使用されているものと同様材質を使用しており、温度上昇に伴ってフェード現象により徐々に制動力が低下していき、最終的にはほぼ制動力を失う状態となる（図10参照）。

フェードは、ブレーキライニングに含まれる結合剤等の材質が熱によって気化してブレーキライニングをブレーキディスクから剥離させることで、制動力が低下する現象である。



### 大型貸切バスの横転事故（静岡県駿東郡小山町）

#### 【事故概要】

- 日時：令和4年10月13日 11時50分頃
- 概要：大型貸切バスが乗客34名を乗せて、富士山須走口五合目から小山町須走地区へ走るふじあざみラインの、つづら折りの下り急勾配の道路を走行中、エンジンブレーキの効きにくい高い変速段でフットブレーキを多用したことにより、フェード現象が発生、制動力を失い、約9km/hまで加速し、事故地点のカブを曲がり切れず、道路左側の法面に衝突・横転した。この事故により、乗客1名が死亡し、9名が重傷、18名が軽傷を負った。

#### 【原因】

- 運転者
  - ・乗客に乗り心地が良いと思ってもらえる運転を心がけ、フットブレーキによるスムーズな減速を選択。
  - ・大型貸切バスの運転経験年数が短い運転者にとって、過去に経験のない急カーブと急勾配の連続。
  - ・フェード現象に対する知識は他人事、フットブレーキを踏み続けようとする傾向があった。
- 事業者・運行管理者
  - ・フットブレーキを多用するなど、運転者に係る自己流の危険な運転特性を把握していない。
  - ・初めての運行経路に不安を感じた運転者に、沿道の危険性を理解させる適切な指示をしていない。
  - ・フェード現象等、経験しないと理解できない運転上の危険性を理解させる指導が行われていない。

#### 【再発防止策】

- 適切な指導監督
  - ・初任運転者に係る自己流の危険な運転を防止するための、継続的な指導監督を実施すること。
  - ・同僚運転者を含む事業者全体で初任運転者を真のプロドライバーに育てる職場環境を作ること。
  - ・乗車運転指導では、令和6年国土交通省作成の「貸切バスの実技指導の例」を参考にすること。
- 適切な運行管理
  - ・点呼は、運行管理者が原則対面で確実に実施し、運転者が安全に運行ができるための必要な指示を行い、運行後はその結果を確認すること。
  - ・経験のない経路を運行することの多い貸切バスでは、運転者の過去の運転経験を踏まえ、運行経路に沿った危険を認識させる適切な運行前指示を実施すること。



出典：事業用自動車事故調査委員会 報告書

## 指導・監督の計画（例）

	指導内容	指導監督計画（上段【計画月】、下段【実施結果】）												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	事業用自動車を運転する場合の心構え	○ 4月20日												年度末の3月は、年度内の事故状況を踏まえ、一層の指導が必要な項目を実施
2	事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項		○ 5月21日											
3	事業用自動車の構造上の特性			○										
4	乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項				○									
5	旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項					○								
6	主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況						○							
7	危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法							○						
8	運転者の運転適性に応じた安全運転								○					
9	交通事故に関わる運転者の生理的要因並びにこれらへの対処方法									○				
10	健康管理の重要性										○			
11	安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法											○		

指導・監督をするための知識として、国土交通省から「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」が公表されています。

是非、参考とされ、指導・監督の向上に努めてください。

【国土交通省ホームページ】

自動車総合安全情報～自動車の安全な交通を目指して～

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/instruction.html>

参考資料

安全教育マニュアル「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」を各業種別に策定しました。（令和6年3月29日改訂）

各社の運行実態を考慮し、各社の独自のマニュアル等と合わせて、これらをご活用下さい。

【トラック】

- 概要編【PDF/546KB】
- 本編【PDF/8.1MB】

【バス】

- 概要編【PDF/568KB】
- 本編【PDF/6.4MB】

【タクシー】

- 概要編【PDF/574KB】
- 本編【PDF/5.7MB】

【貨物軽】

- 概要編【PDF/632KB】
- 本編【PDF/9.7MB】

- トラック、バス、タクシーの安全教育マニュアルを作成しました（平成24年4月10日）
- ドライブレコーダーの映像を活用した指導・監督マニュアル（平成29年3月）

※当該マニュアルは、指導・監督を実施する人に向け、指導すべき内容等をまとめたものです。当該マニュアルを運転者に渡し、ただ読ませるだけにならないよう留意してください。

自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル

トラック編

本リーフレットは、トラック運転者が安全・安心に業務を行うため作成された「一般的な指導及び監督の実施マニュアル」の概要版として、特に重要な点をまとめたものです。詳細は本編を参照しつつ、輸送の安全を担う運行管理者として、運転者への適切な指導・監督を実施してください。

- 1 国民生活を支える者として、関係法令を遵守させましょう

  - 物流の主役であり、日本経済を支えているといっても過言ではない事業用トラックは、重要な社会的役割を担っています。
  - プロ意識と誇りを持ち、安全・確実・迅速な輸送をするという役割と使命を運転者にしっかりと根付かせましょう。
  - トラックは車体が大きく、事故の被害や社会的影響が大きくなりやすいと言えます。適切に事業を行うために、貨物自動車運送事業法、道路運送車両法、道路交通法をはじめとした関係法令を遵守させましょう。
- 2 運転者に車両の特性を把握させ、運転上の注意点を理解させましょう

  - トラックの高さや長さ、幅は、死角や内輪差、操縦性などに影響します。運転者には、特性に合わせた運転をさせる必要があります。
  - トレーラーや液体貨物を積載するトラックは、より注意深く運転する必要があります。どのような事故の可能性があるかを具体的に運転者に示すことが大切です。
- 3 適切な貨物の積載方法や積載重量を理解させましょう

  - 積付けが偏っていたり、面積が十分でない場合、荷崩れや傾転の可能性が高まります。運転者に危険性を認識させ、防止策を講じさせましょう。
  - 積載可能重量は車両によって異なります。運転者に積載量の制限を正確に理解させ、過積載の求めがあっても断るよう指導しましょう。
  - 危険物を輸送する場合は、危険物の取扱いについて運転者の理解を深めることが重要です。

国土交通省

自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル

《本編：一般的な指導及び監督指針の解説》

バス事業者編

国土交通省

- 自動車運送事業者は、他の運転者の模範となるべき運転者を育成するため、「一般的な指導及び監督」として、運転者に対しての定期的な指導が求められます。
- 「一般的な指導及び監督」においては、【指導及び監督の内容】と【指導及び監督の実施に当たって配慮すべき事項】が定められています。
- 「一般的な指導及び監督」の実施については、  
【指導及び監督の内容】により、一定の資料等により指導・監督が実施されること、  
【指導及び監督の実施に当たって配慮すべき事項】により、指導・監督をする上で、把握しておくこと、実施の際して求められること、  
が必要です。
- 確実な指導により、運転者に対して、安全を確保するための各種技能や知識を習得させ、事故防止に努められるようお願いいたします。